

平成29年9月7日

## 指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可について

中国経済産業局長から、株式会社協同瓦斯（法人番号 8240001030386）による電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」といいます。）附則第30条第1項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可申請に関する、改正法附則第36条第1項の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成29年3月31日付け20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可すべきと考えられるため、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略  
20170901 中国第 14 号  
平成 2 9 年 9 月 7 日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可について (回答)

平成 2 9 年 8 月 3 1 日付け 20170828 中国第 25 号 により貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 3 0 条第 1 項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請については、認可することに異存はありません。